

# おしえて 保育コンシェルジュ!

古賀市子ども家庭センター 2026.3



## 無償化っていつから?

3歳児とは、4月1日時点で3歳の誕生日を迎えた児童のことを指します  
満3歳とは、4月1日時点で2歳で年度内に3歳の誕生日を迎える児童のことを指します

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

- 3歳から5歳の子どもたち  
全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

幼稚園	満3歳の誕生日前日から無償化
認定こども園 (幼保連携型・幼稚園部分)	満3歳の誕生日翌月から無償化
認定こども園 (幼稚園型・幼稚園部分)	満3歳の誕生日前日から無償化
保育所 認定こども園 (保育所部分)	3歳児から無償化 ※0～2歳児の子どもたち 生活保護法による被保護者世帯、市民税(所得割・均等割)非課税であれば保育料は0円

## 児童発達支援等を利用している障がいのある子どもたち

3歳児から小学校就学前までの利用者負担が無償化されます。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

○無償化対象となるには条件があります。  
仕事や病気など家庭で保育できない理由がある場合「保育の必要性の認定」を受け、無償化の対象となることができます。

- 3歳から5歳の子どもたち  
3歳児から、利用日数に応じて日額450円を上限に最大月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化されます。
- 満3歳の誕生日を迎えた子どもたち  
市町村民税非課税世帯を対象として、利用日数に応じて日額450円を上限に最大月額16,300円までの預かり保育の利用料が無償化されます。

## 届出保育施設等を利用する子どもたち

○無償化対象となるには条件があります。  
仕事や病気など家庭で保育できない理由がある場合「保育の必要性の認定」を受け、無償化の対象となることができます。

- 3歳から5歳の子どもたち  
3歳児から月額37,000円まで無償化されます。
- 0歳から2歳までの子どもたち  
住民税非課税世帯を対象として月額42,000円まで無償化されます。

※企業主導型保育施設の保育料についても減額されます(条件あり)

### 〈保育コンシェルジュ相談時間・場所〉

場所 サンコスモ古賀子ども家庭センター 電話092-942-1157  
開庁時間 9時～16時(土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

※保育コンシェルジュの業務の状況などにより子ども家庭センター職員が代わりに対応させていただく場合があります。

